

地域における子育て支援のあり方について

(答申書)

平成 14(2002)年 8 月 12 日

鎌倉市児童福祉審議会

地域における子育て支援のあり方について

目次

1	はじめに	1
2	子ども・子育ての現状	3
2 - 1	全体状況	3
2 - 2	鎌倉市の保育・子育て支援	5
3	保育環境の充実について	12
3 - 1	保育所充実のための施策	12
3 - 2	5地域における拠点保育所案	12
3 - 3	保育所公設民営化案について	14
4	子育て家庭への支援充実について	16
4 - 1	幼稚園利用児童と親への支援のあり方	16
4 - 2	保育所・幼稚園いずれにも通っていない子どもと 親への支援のあり方	16
4 - 3	子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、 子ども会館	17
4 - 4	子育てグループの支援	18
4 - 5	ひとり親家庭への支援	19
4 - 6	子どもの家について	20
5	総合的な施策の必要性	21
5 - 1	就学前児童と学齢児童への一貫した施策の必要性	21
5 - 2	こども局のあり方	22
6	国・県への要望	24
7	残された課題	24
8	おわりに	25

資 料

1 鎌倉市の現状	1
2 鎌倉市における子どもと家庭の支援施策体系（鎌倉市児童育成計画）	64
3 関係者からの意見聴取	66
・ 「子どもの発達と生活」	67
・ 「保育現場の声」	75

参 考

1 諮問書写し	108
2 会議の傍聴者数及び託児状況	109
3 傍聴者の皆様へ(ご案内)	110
4 鎌倉市児童福祉審議会委員名簿	111

1 はじめに

平成 12 年 8 月 19 日に鎌倉市長から「地域における子育て支援のあり方について」次の 2 項目の諮問を受けました。

- (1) 保育環境の充実について
- (2) 子育て家庭への支援充実について

鎌倉市は平成 8 年に「鎌倉市児童育成計画」を定め、この計画を基本として子育て支援に取り組んでおり、総合計画実施計画においても「安心して子どもを産み育てられる環境づくり」を重点施策のひとつに掲げています。

私たちはこの育成計画を出発点としながら、鎌倉市の施策の充実を図るために審議を始めました。以来 19 回にわたり子育て支援施策を様々な分野から検討し論議しました。その経過と会議の概要は、表 1 のとおりです。見学やヒアリングなどでは、子どもや子育てをめぐる状況や現場の実態を把握し、提供された資料とあわせて各委員の熱心な討議がおこなわれました。この審議会では、乳幼児からおおむね小学校低学年児童までの子育てを審議の対象としました。また、毎回多数の傍聴者に審議を聞いていただくことができ、市民の方々にも大きな関心を持っていただくことができました。市民の方々からは、インターネットやファックスなどを通じて多くのご意見をいただきました。これらの意見のひとつから、ボランティアの方々の協力を得て、傍聴者のための保育が実現できたことも意義深いものであったと思います。論議のなかでは、各委員間で意見が一致しない項目もありました。しかし、委嘱期間を終えるにあたり、2 年間にわたる論議についてまとめることは重要であるとの点では意見の一致をみました。

ここに、鎌倉市の課題の解決に向けて、現状の分析と審議結果を取りまとめましたので答申し、あわせて関連事項について意見具申いたします。

表1 審議会の経過と概要

回	開催日	審 議 事 項
第1回	平成12年 8月19日	正副委員長の選出 会議及び資料の公開、審議の方法並びに会議日程の協議
第2回	9月30日	提出資料（乳幼児人口・幼稚園児・保育園児の推移等）の説明 及び審議
第3回	11月3日	提出資料（人口動態等）の説明及び審議
第4回	12月16日	「子どもの発達と生活～仕事の間から～」市の栄養士と保健 師の報告 提出資料（保育所待機児童の状況）の説明及び審議
第5回	平成13年 2月3日	提出資料（審議会の審議経過等）の説明及び審議
第6回	3月29日	提出資料（今後の保育所運営について等）の説明及び審議
第7回	4月28日	提出資料（保育所にかかる経費の財源内訳等）の説明及び審議
第8回	6月9日	市立深沢保育園の視察 視察を踏まえた施設整備等について
第9回	7月24日	保育所を中心とした子育て支援について
第10回	9月29日	同上
第11回	11月7日	同上
第12回	12月26日	保育現場職員等の意見聴取 保育所を中心とした子育て支援について
第13回	平成14年 3月2日	保育所を中心とした子育て支援について 答申書（案）の取りまとめについて
第14回	4月20日	答申書（案）の目次立てについて 子育て家庭への支援充実について
第15回	5月21日	子育て家庭への支援充実について 答申書（案）の目次立て《第二次案》について
第16回	6月15日	子育て家庭への支援充実について 保育環境の充実について
第17回	7月7日	保育環境の充実について 答申書（案）について
第18回	7月26日	答申書（案）について
第19回	8月12日	答申書の提出及び市長との懇談

2 子ども・子育ての現状

2-1 全体状況

少子・高齢化、核家族化に代表される家庭環境の変化とともに、社会福祉に対する国民の意識・要求も変化しています。それに合わせて社会福祉の役割も変更を求められ、この間、社会福祉事業法の社会福祉法への改正に見られるように国の施策も大きく変化しました。児童福祉分野では少子化や共働き家庭の増加、子育てに対する意識の変化などから、保育需要が多様化し、延長保育、乳児保育、一時保育等の特別保育のニーズも増えました。さらには家庭や地域に対する子育て相談や支援といった多様なニーズへ対応するために、児童福祉施策の枠組みの拡大も求められています。この点については鎌倉市も社会状況の変容とは無関係ではなく、全体的なニーズの変化に対応する施策の改善が求められています。

鎌倉市における子ども・子育ての現状は、以下のとおりです。

(1) 就学前児童数の状況

鎌倉市の人口は昭和 62 年の 17 万 6 千人をピークに減少に転じ、現在は 16 万 7 千人（平成 13 年 10 月人口統計調査）に減少しています。

こうした中、0～5 歳児の就学前児童数は昭和 62 年の 9,510 人から平成 9 年の 6,596 人へと大幅に減少したものの、その後は増加傾向に転じ、平成 13 年には 7,021 人となっています。

表2 人口と就学前児童数の推移

(単位：人)

年 度	全市人口	3 歳未満児		3-5 歳児		就学前 児童数	
		(a)	%	(b)	%	(a+b)	%
昭和 62 年度	176,358	4,497	2.55	5,013	2.84	9,510	5.39
平成元年度	175,769	3,904	2.22	4,703	2.68	8,607	4.90
平成 3 年度	174,019	3,625	2.08	4,062	2.33	7,687	4.42
平成 5 年度	172,638	3,480	2.02	3,707	2.15	7,187	4.16
平成 7 年度	170,329	3,391	1.99	3,490	2.05	6,881	4.04
平成 9 年度	167,661	3,300	1.97	3,296	1.97	6,596	3.93
平成 11 年度	167,627	3,239	1.93	3,366	2.01	6,894	4.11
平成 13 年度	167,435	3,485	2.08	3,536	2.11	7,021	4.19

(注) %は、全市人口に占める割合です(小数点第3位四捨五入)。

表3 平成13年度地域別・年齢別就学前児童数

(単位：人)

年齢	鎌倉	腰越	深沢	大船	玉縄	全市計
0歳児	238	123	272	319	193	1,145
1歳児	252	138	269	283	206	1,148
2歳児	249	150	299	295	199	1,192
3歳児	245	181	260	280	201	1,167
4歳児	282	156	276	289	243	1,246
5歳児	283	159	220	277	184	1,123
計	1,549	907	1,596	1,743	1,226	7,021

(2) 保育所・幼稚園の就園状況

3歳未満では保育所に入所しない児童の割合は高いものの、時代とともに変化がみられます。昭和62年4月は7.8%であった3歳未満児の保育所入所率は、平成13年4月には14.0%になっています。

一方、3歳以上児については、昭和62年4月では幼稚園に60.8%、保育所に14.5%、合計で75.3%が就園していましたが、平成13年4月には幼稚園に75.6%、保育所に22.2%、合計で97.8%が就園しています。

表4 保育所・幼稚園の就園状況の推移

(単位：人)

年度	保育所等				幼稚園	全市計
	公立	私立	認定	計		
昭和62年度	616	364	98	1,078	3,047	4,125
平成元年度	566	337	80	983	3,066	4,049
平成3年度	517	313	82	912	2,771	3,683
平成5年度	511	358	100	969	2,677	3,646
平成7年度	501	420	60	981	2,589	3,570
平成9年度	554	434	59	1,047	2,405	3,452
平成11年度	635	508	58	1,201	2,585	3,786
平成13年度	661	558	54	1,273	2,674	3,947

(注) 保育所等の「公立」及び「私立」はいずれも認可保育所で、「認定」は『保育施設補助事業補助金交付要綱』（神奈川県福祉部長通知）第2条に規定する認定保育施設（無認可）です。

(3) 子育ての状況

子どもの発達と生活について、市の栄養士と保健師の日常の業務から、最近の子どもや親の実態と日頃感じていることの報告を受けました。

公立保育所における給食の献立作成と栄養指導を行っている栄養士からは、最近の子どもの食べることにする環境が大きく変化していること、子どもの成長に応じた食事の大切さについて話がありました。

また、地域での保健指導を行っている保健師からは、子どもの健診の際に受ける相談内容から、子育てをしている親の抱える不安の実態が報告されました。なかでも、地域における結びつきの希薄化、核家族化・少子化の影響により、子どもの成長や子育ての実際を経験することなく親になり、不安を抱える母親たちに手を差し伸べる環境づくりの指摘は重要です。

子育てに父親の姿が見えてこないという指摘もあります。多くの父親が仕事を持ち、通勤にも時間を取られ、遅くまで働いている現状があります。父親が普段の子どもの生活ぶりに触れる機会が少なく、ややもすると子育てが母親と子どもの関係だけでとらえられてしまいがちです。子育てに父親がどう関与するかということについては、今後の大きな課題です。

2 - 2 鎌倉市の保育・子育て支援

(1) 保育所

鎌倉市内には、公立の保育所が8カ所、私立の保育所が6カ所の計14カ所で、その他に認定保育施設（無認可）が2カ所あります。

保育所と認定保育施設における入所児童数の推移を見ると、入所児童数は平成9年以降増え続けており、平成9年の1,047人から平成13年には1,273人となっています。

待機児童については平成12年4月現在では2人でしたが、平成13年4月には、児童の受け入れ枠の拡大を図ったにもかかわらず16人になり、平成14年4月においては、受け入れ枠をさらに拡大するも待機児童数は20人と増加しています。

入所希望の増加傾向から今後も受け入れ枠の拡大が必要になりますが、詰め込みによる保育環境の悪化を招かないためにも、公立・私立を問わず、施設整備が必要になると思われます。また、保育所に入所できない児童を家庭で保育する家庭保育福祉員制度を拡大するなど、待機児童対策の充実が求められています。

保育所では、保育ニーズの多様化にともない延長保育・一時保育等の特別保育を実施するとともに、子育て相談への対応、地域交流事業などによって、地域の子育てニーズ全体への対応を行なっています。

なお、審議の参考とするため、鎌倉市における今後の保育のあり方について、公立保育園園長会、公立保育園主任会、鎌倉市役所職員労働組合の代表から、それぞれの立場で、保育現場からの意見を述べてもらいました。

《保育現場職員の意見を得たテーマ》

- ア 現在保育園で実施している保育サービスを展開するうえでの課題
- イ 病後児保育等新たな事業を実施するためにどういうことが必要か。
- ウ 保育園を地域に開放していくために何が必要か。
- エ 公私保育所の協働のあり方はどうしていくべきか。

表5 保育所の運営に掛かる経費（平成12年度決算額）

（公立=8園、私立=6園、認定=2園）

（単位：円）

	公立保育所	私立保育所	認定保育施設
市費支出総額 (a)	1,239,609,000	676,847,000	101,611,000
保育料収入 (b)	165,971,000	142,509,000	
運営費収入 (c)	244,625,000	240,886,000	
国県補助金収入 (d)	34,514,000	73,770,000	3,371,000
市単独負担額 (e = a-b-c-d)	794,499,000	219,682,000	98,240,000
入所延人数(人) (f)	7,505	6,105	824
1園当たりの経費 (g=a/園数)	154,951,000	112,808,000	50,806,000
1園当たりの市費負担額(h=e/園数)	99,312,000	36,614,000	49,120,000
1人当たりの経費(月額) (i = a / f)	165,171	110,868	123,000
1人当たりの経費(年額) (i × 12)	1,982,052	1,330,416	1,476,000
1人当たりの市費負担額(月額) (j = e / f)	105,863	35,984	119,000
1人当たりの市費負担額(年額) (j × 12)	1,270,356	431,808	1,428,000

(注1)各項目(a~h)ごとに千円未満を四捨五入しています。

(注2)「保育料収入」は、市の徴収基準額表に基づく保育料収入額です。

(注3)「運営費収入」は、保育の実施につき、法に定める最低基準を維持するための費用(事業費、人件費及び管理費)です。

(注4)「国県補助金収入」は、延長保育、障害児保育、一時保育、産休代替、民間保育所運営(改善)などの事業に対する国県からの補助金です。

(2) 幼稚園

幼稚園は3歳から就学前までの幼児の保育を行ないます。学校教育法に定める学校で、文部科学省の所管です。

鎌倉市内には公立幼稚園はなく、私立が23園あります。入園児童数は平成8年以降増え続けており、平成8年には2,451人の児童数が平成13年には2,633人となっています。これは3歳以上児全体(3,536人)の75%に当たります。

幼稚園では従来からの幼児教育の役割だけでなく、子どもを取り巻く環境の変化などにより子育てを支援する機能も求められてきています。

一部の幼稚園では、通常の幼児教育を行なった後の時間を保育所と同様に、いわゆる「預かり保育」を実施したり、地域交流活動や子育て情報を提供するなど、保護者の生活実態等に応じて施設利用の幅を広げています。

本市に公立幼稚園がないこともあって、行政の直接の窓口は神奈川県(私学宗教課)であり、市では教育委員会が就園奨励費補助、幼稚園協会への補助及び教材教具購入補助を行なっているに止まります。

表6 平成12年度私立幼稚園補助金交付状況

資料：学務課(県補助金(B)については神奈川県私学宗教課)

(単位：円)

	幼稚園	保護者	備考
国補助金(A)		20,348,000	就園奨励補助(1/3)
県補助金(B)	351,259,000		経常費補助
市補助金(C)	9,200,000	47,820,000	教材教具補助
		28,575,000	就園奨励補助(2/3) 同上(市単独)
計(D)	361,964,000	96,743,000	D=A+B+C
在園児数(E)	2,633人		23園
1人当たりの市の補助額(年額)	32,508円		(C/E)

(3) 子ども会館・子どもの家・放課後児童クラブ

鎌倉市では地域の子どもの遊び場として子ども会館を、留守家庭児童対策として子どもの家を設置しています。児童の生活圏がおおむね学区を単位として構成されていることから、16ある小学校区にそれぞれ1施設ずつ子ども会館・子どもの家を設置する方針です。基本的には子ども会館に子どもの家を併設し、公設公営による管理運営を行なっています。このことで、子ども会館には、子どもの家に登録されている子ども以外に、地域の乳幼児から中学生までの子ども全体が集う場所になっています。

施設の設置状況については、子ども会館は市内16小学校区のうち11小学校区に12カ所整備し、子どもの家については12小学校区に12カ所整備を行っています。さらに同様の施設として学校施設を活用した放課後児童クラブを2カ所に設置しています。平成14年4月現在の子どもの家・放課後児童クラブをあわせた登録者数は、480人です。

平成14年4月現在では、子ども会館は5小学校区、子どもの家（放課後児童クラブを含む。）は2小学校区が未整備の状況にあります。

表7 子ども会館・子どもの家・放課後児童クラブの年度別利用状況

(単位：人)

年度	子ども会館	子どもの家	放課後児童クラブ	計
平成9年度	103,850	27,693	-	131,543
平成10年度	118,013	35,262	1,398	154,673
平成11年度	120,901	35,232	3,444	159,577
平成12年度	134,087	43,588	4,796	182,471

表8 子ども会館・子どもの家・放課後児童クラブの設置状況

子ども会館 (12カ所) 保護者に付き添われた乳幼児、または小学生や中学生が安全に楽しく遊べる場所	施設数：市内16小学校のうち11小学校区に12カ所設置 利用時間：10時～17時 休館日：日曜日、国民の祝日、年末・年始、教育委員会が認めた日 施設名：鎌倉地域（二階堂・長谷） 腰越地域（腰越・西鎌倉） 深沢地域（梶原・深沢第一・深沢第二・山崎） 大船地域（大船第一・大船第二・岩瀬） 玉縄地域（玉縄） 設備：プレイルーム、図書コーナー、卓球室、屋外園庭等
---	--

<p>子どもの家 (12カ所)</p> <p>留守家庭児童の健全育成施設として小学校3年までの小学生が安全で楽しく遊べる場所</p>	<p>施設数：市内16小学校のうち12小学校区に12カ所設置</p> <p>利用時間：学校が開校している日は放課後～17時30分 学校が休校している日は8時30分～17時30分</p> <p>休館日：日曜日、国民の祝日、年末・年始、教育委員会が認めた日</p> <p>施設名：鎌倉地域(二階堂・御成・長谷) 腰越地域(腰越・西鎌倉) 深沢地域(梶原・深沢・山崎) 大船地域(大船第一・大船第二・岩瀬) 玉縄地域(玉縄)</p> <p>設備：子ども会館の中に専用室(和室・台所)を設けている</p>
<p>放課後児童クラブ (2カ所)</p> <p>学校施設を活用した子どもの家と同様な施設</p>	<p>施設数：2小学校区に2カ所設置</p> <p>利用時間：学校が開校している日は放課後～17時30分 学校が休校している日は8時30分～17時30分</p> <p>休館日：日曜日、国民の祝日、年末・年始、教育委員会が認めた日</p> <p>施設名：鎌倉地域(稲村ヶ崎小学校) 玉縄地域(関谷小学校)</p> <p>設備：普通教室(一部畳敷き)、遊具・図書等</p>

子ども会館・子どもの家には指導員(非常勤嘱託員)が配置されています。平成14年7月現在で、月18日勤務の青少年育成専任指導員40人、月13日勤務の青少年育成補助指導員26人の計66人がおり、各施設に複数配置されています。施設の開館日数は1月当たり平均26日です。

(4) 子育て支援センター

平成12年6月に鎌倉市福祉センター(鎌倉市御成町)の中に子育て支援センターが開設されました。運営は、財団法人神奈川県児童医療福祉財団に委託されています。このセンターは、主に保育所や幼稚園へ通っていない子を持つ親を中心に利用されています。子育てをしながら働くことを希望する母親が増えている一方で、保育所や幼稚園を利用せず、あるいは利用できずに子育て自体が孤立化している家庭も増えています。この親たちの子育てをめぐる負担や孤立感を解消するための交流の場として、また、子育て相談や子育てサークルの情報提供、行政の各機関への橋渡しなど、地域の子育て支援の拠点としての役割も担っています。

平成12年度の利用状況は、下表のとおりです。

平成14年8月には、新たにレイ・ウェル鎌倉(鎌倉市小袋谷二丁目)に大船子育て支援センターが開設されました。鎌倉子育て支援センターに加え、市内北部にも常設の施設ができ

たことにより子育て家庭への支援活動の拠点として母親たちの不安やストレスを受け止めていくこととなります。

支援センターには子育てアドバイザーという子育てのお世話役が運営にあたりながら、気がねなく相談にのってくれます。鎌倉市こども局推進担当のまとめによると、相談内容としては「1 母親自身の気持ち、2 夫との関係、夫の暴力、3 子どもについて、4 実父母・義父母など家族について、5 子育てサークル、6 虐待、7 情報提供」などがあります。また、子育てひろばでは母親同士が交流することにより、お互いが子育てアドバイザーの役割も果たしています。地域の子育てグループの支援や紹介等も行っており、地域と協働で子育て支援をしています。

開設日数	242 日	
利用者数		
(センター利用)	5,107 組	11,195 人
(巡回広場利用)	728 組	1,528 人
合計	5,835 組	12,723 人
相談件数		
(来所)	3,909 件	
(電話)	227 件	
合計	4,136 件	

(5) ファミリーサポートセンター

「子育てや介護の手助けが欲しい」「子育てや介護のお手伝いがしたい」、登録した依頼会員と支援会員の市民相互の助け合いが、平成 14 年 7 月 1 日から、鎌倉市ファミリーサポートセンターでスタートしました。このセンターは、大船子育て支援センターと同じレイ・ウェル鎌倉（鎌倉市小袋谷二丁目）内にあります。運営は、特定非営利活動法人鎌倉市ファミリーサポートセンター市民会議に委託されています。

スタート時(6月末現在)の会員登録数は、依頼会員 62 人、支援会員 102 人、両方会員 13 人、合計 177 人で、健康で熱意のある多くの市民の方が支援会員として登録されています。

主な活動内容は、保育所や幼稚園等の送迎及び開始前・終了後の預かり、高齢者や障害者等に対する専門性を有しない日常的な介護、その他、育児や介護に疲れたときの息抜きや急に病気になったときなどに利用できます。

(6) 地域の子育てグループ

鎌倉市では昭和 60 年に「青空自主保育」が始まり、鎌倉ならではの自然の中で子どもたちを存分に遊ばせながら、母親の仲間づくりの場としても大きな役割を担っています。このようなタイプの会は次々と誕生し、活動の広がりを見せています。

一方、主任児童委員連絡会は平成 8 年に「子育てサロン」を創設し、乳幼児を持つ母親たちの出会いの場として市内を循環し、現在では子育て支援センターの「子育てひろば」に引き継がれています。

さらに、子育て情報が極端に少なかった鎌倉で、若い母親たちは、地元の FM 放送を通じて育児情報を発信する番組の企画制作活動を始めたり、地域に密着した子育て情報を集めたホームページの作成運営をするなど、子育て当事者ならではの視点を生かした活動を展開しています。

このように様々な活動が活発化する中、鎌倉市社会福祉協議会の声かけで、市内の子育て支援のネットワーク化が図られ、支援者の立場で活動しているグループと子育て中の母親たちのグループによる「かまくら子育て支援グループ懇談会」が生まれました。

3 保育環境の充実について

3 - 1 保育所充実のための施策

鎌倉市における保育水準はいくつかの問題点を残すとはいえ、行政と市民の協力の下、向上してきていることは事実です。しかしながら、今後鎌倉市の保育所をさらに充実していくためにはさらなる努力が求められます。

まず、従来「保育に欠ける児童」のケアという側面を強く持っていた保育所のあり方が女性の就労支援を強く意識したものに変わり、現在では男女協働参画社会を実現するために多様な保育形態が求められるようになってきています。こうした保育所を取り巻く社会的状況の変化に対応した保育所運営を行なうために、現在各保育所で大きな努力がなされてきていますが、この努力を支援するとともに全体としての保育内容の向上を図るためにさらなる施策が必要です。また、鎌倉市でも待機児童が増加してきています。定員増や定員緩和とともに新たな保育資源の開発も必要です。

第一に、地域での子育て支援の中核としての役割を果たすために、幼稚園、小学校、子ども会館、高齢者施設など地域の他施設との連携を深めることが必要です。また、育児に関する情報収集、発信の場としても地域の中核になることが求められます。

第二に、きわめて困難な状況の下、就学前児童の保育を行ってきた無認可保育所を認可化していくための、十分な助成を行なうことが必要です。また、民間認可保育所についても、その財政は困難であり、賃金を含め厳しい労働条件にある保育士や理事等の個人的な犠牲の上に高い保育の質が維持されている側面があります。保育士が長く勤務でき、安定的な経営を維持できるよう、民間認可保育所についても補助を拡大し支援していく必要があります。

第三に、公立の保育所等、公共の施設においては、雨漏り、漏電等、緊急を要する施設の修繕・改修にたいして機動的に公金を支出できないケースがあります。公金の支出が柔軟にできるような工夫をする必要があります。

第四に、保育所運営をチェックし、改善していくための評価システムを機能させていく必要があります。この評価は公正になされ、市民に公開され、さらなる保育所運営の向上のために役立つものでなければなりません。

3 - 2 5地域における拠点保育所案

審議会に対して、鎌倉市から、地域ごとに公立の拠点保育所を1カ所ずつ作り、それ以外の公立保育所を民営化するとの提案がなされました。しかし、審議会では、地域ごとに1カ所の拠点保育所を作るという提案と、拠点保育所以外の公立保育所を民営化するという議論は本来別の問題であり、リンクさせて議論すべきではないという見解で一致しました。そこ

で、こうした議論を反映して、「3 - 2」で5地域における拠点保育所案について、「3 - 3」で保育所民営化案についてと、それぞれの問題に分けて答申を行います。

鎌倉市より、「5地域（鎌倉、腰越、深沢、大船、玉縄）にそれぞれ1つずつ市立の拠点保育所をつくり、地域保育所との協力、基幹子育て支援センターとの連携のもと、地域支援機能を充実し、多様化する保育ニーズ（産休明け保育、一時保育、休日保育、病時・病後時保育、統合保育）に応える体制をつくる」との提案を受け、審議を行いました。

ここに挙げられた多様な保育内容については、本来ならばすべての保育所で実施できることが望ましいのですが、財政、人員の配置などさまざまな制約がある中で、次善の策としては拠点化もやむを得ないのではないかという点については委員の間で賛成が得られました。民間保育所では経費や人員の面で実施が難しい保育事業について先駆的に実施する役割を拠点保育所に持たせるべきだとの意見が出されました。拠点保育所でその事業についての経験がなされ、必要性が確認された場合には、他の保育所でも同様の事業を行なうことのできるよう、公的な補助を拡大する努力がなされなければならないとの意見も同時に出されました。

ただし、一時保育については、保育所の生活に慣れない子どもの場合、職員が1対1で対応する必要があり、通常保育に加えた職員配置がなければ実施することが困難なケースが多い一方で、不定期ではあるが園児集団になじんでいる子どもにたいしては、通常保育の園児集団の一員として活動することが大きなメリットになるというように、一時保育といってもさまざまな形態があり、ひとくくりで対策を考えるのは難しいとの指摘がありました。また、病児、病後児保育についても、子どもにとっては顔見知りの保育士がいる通常保育と同じ保育園で生活することが安心感につながるという意見がある一方で、特に病児保育については小児科医や看護師が常駐していることが必要であり、小児科医や看護師が不足している現状からみて、全園で同じ機能を100%備えておくのは現実に難しいとの指摘がありました。

拠点保育所とそれ以外の保育所というように2種類の保育所ができることで、拠点保育所がそれ以外の保育所とくに民間保育所にたいする指導・監督の立場にたつことにつながらないだろうかと懸念があります。こうした体制が固定化することで保育所間の切磋琢磨を通じた保育水準の向上が鈍ってしまうことのないよう、各保育所の自律的な保育所運営を可能にする体制であることが求められます。また、拠点保育所の保育内容とファミリーサポートセンターなど別の事業内容とが重なった場合に、その整理が必要だとの意見も出されました。

3 - 3 保育所公設民営化案について

審議会に対して、鎌倉市から次のような提案があり、これについて審議を行いました。

- (1) 8つの市立保育所のうち拠点保育所となった5園以外の3園を民営化する。
- (2) 民営化にあたっては、設置・運営主体を民間社会福祉法人に限定し、民間企業を対象としない。
- (3) 選考方法
 - ア 鎌倉市内の保育所を運営する社会福祉法人を対象とする公募により移行先法人を選考する。
 - イ 市内法人の中から選考できない(応募がない等)場合は市外の社会福祉法人を対象とし、改めて公募する。
 - ウ 選考委員会(仮称)を設置し、選考にあたる。
- (4) 方式
 - ア 「民設民営」(運営を民間に委託し、原則無償で土地を貸与し建物を譲渡する)
 - イ 「公設民営」(運営を民間に委託するが、土地、建物は市有のまま無償で貸与する)いずれの場合も土地、建物、施設を目的外に利用しない。
- (5) 移行措置

環境の変化に園児が慣れるために、市が指定する引き継ぎ期間(おおむね1カ月~半年)に、当該保育所に勤務する職員の半数程度を配置する。
- (6) 保育内容
 - ア 保育内容については、保育所保育指針を基本とし、移行前の公立保育所が実施していた保育の内容を十分把握し、原則的にその内容を引き継ぐ。
 - イ 産休明け保育、延長保育、一時保育を実施する。
 - ウ 障害児保育に積極的に取り組む。
 - エ 鎌倉市の保育行政に積極的に協力する。

まず、民営化は市の福祉コスト削減という観点から検討すべきではなく、より適切な運営を通じて鎌倉市の保育水準の向上をはかるという視点から検討を始めるべきだとの認識で一致しました。これまで鎌倉市の民間保育所が行ってきた保育水準は公立保育所と比べても、決して劣るものではなく、柔軟な運営、地域に密着した保育内容、新しい保育ニーズの積極的な取り込みなど、鎌倉市の保育水準の向上に大きな寄与をしてきたことは評価されなければなりません。

保育事業は市場原理には全くなじまない性格のものであります。児童福祉法の改定により、

民間企業の保育事業への参入が認められ、全国的にみれば参入の動きが一部に出てきています。しかし、より大きな利益を生むことが常に求められ、利益が得られない市場からは撤退していく性格を持たざるを得ない民間企業に移行した場合、これまで鎌倉市・市民の努力によって向上してきた保育水準を長期的・安定的に維持できなくなる危惧があると考えられます。したがって、公立保育所を民営化する場合には、移行先は企業ではなく、社会福祉法人とすべきであるとの見解で委員の意見が一致しました。ただし、保育所民営化がなされたとしても、行政の責任は決して軽くなるものでなく、待機児を生まないための努力をさらに行うなど、行政による措置義務は今後ともさらに強く意識されなければなりません。

また、3園の民営化によって生じた人員を拠点保育所の人員補強のために利用するばかりでなく、子育て支援センター等、地域の子育て支援事業の中核としての役割を担っていきけるようにすべきです。

一方、公立保育所はこれまで一定の歴史を持つ市民の財産であるから、現在の8園の公立保育所を守り、地域コミュニティの中核としての役割を持たせるべきだとの意見を主張する委員もありました。

民営化した場合の移行措置については、環境の変化による園児の負担を軽減するために、一定期間の移行期間は必要であるとの認識が示されましたが、その際、公立の職員と民間の職員が混在することによる運営上の困難が指摘され、また最低限の保育内容の継続は必要であるが、あまり制限的な内容にすると民間保育所独自の保育内容の工夫に縛りがかけられるのではないかとの危惧も出されました。こうした点から移行措置はなるべく短い期間で終えるべきだとの意見があった一方、ゆっくりとした移行が好ましいとの立場から1～6ヶ月を越えたさらに長い移行期間が必要だとの意見もありました。

また、民営化を行う場合でも、3園同時の移行ではなく、まず深沢地域における公立保育所の民営化を先行させ、民営化に関する客観的な評価を実施し、民営化のあり方・改善策について検討すべきだとの意見もありました。

4 子育て家庭への支援充実について

4 - 1 幼稚園利用児童と親への支援

現在、鎌倉市では3才～5才児の幼児数の75.6%が幼稚園に在園しています。これまで、ともすると、「児童福祉」分野では幼稚園利用児童やその親への支援はあまり重視されてきませんでした。しかし、「5 - 1」でも述べるように、子どもや親の支援が年齢や利用施設によって分断されるべきではありません。現在、鎌倉市は、「2 - 2」で述べたように保護者および幼稚園本体に金銭的助成を行なっています。近年の社会的情勢のなかでは、幼稚園利用についても経済的負担軽減の充実が求められます。

審議のなかでは、幼稚園児の育ちや、その子育てについても社会的な支援が必要であることが意見としてだされました。たとえば、「預かり保育」の実施などが、その例です。子どもの育ちや、子育てのニーズ全体に対応するためには、各幼稚園が実施している諸事業について市が把握し検討の上、必要なものには支援を行なうべきだと思われま

4 - 2 保育所・幼稚園のいずれにも通っていない子どもと親への支援のあり方

乳幼児を中心に、保育所・幼稚園いずれにも通っていない子どもが存在します。鎌倉市では、0～3才児を中心に3,516人（0～3才児では全体の75.6%。平成13年4月1日現在）が保育所あるいは幼稚園を利用せず、養育者のもとで育てられています。このグループの子どもの中には、「3 - 1」で述べたように、保育所の「待機児童」も存在しますが、養育者の意向で保育所や幼稚園利用を選択していない子どもたちや、保育所や幼稚園利用を選択できない子どもたちも多いと考えられます。この子どもたちは、家庭や地域が成長発達場となります。保育所や幼稚園を利用している子どもたちにとっても、家庭や地域は大切な存在です。しかし、保育所や幼稚園を利用しない子どもたちにとっては、家庭や地域はとりわけ大切なものです。

核家族化の進行や地域社会における人間関係の希薄化等は、鎌倉市にとっても例外ではありません。核家族のなかで、多くの父親が就労状況や通勤環境の影響によって、その意志にかかわらず育児参加の機会を制限されています。子どもの養育は母親だけにまかされるべきものではありませんが、これらの結果として子育て中の母親の孤立感・不安感が生じ、増幅することが懸念されます。現在、さまざまな子育てグループが地域で活動し、仲間作りや子育てを通じた新たな地域関係形成に取り組んでいます。鎌倉市としても、このような活動を支えていく必要があると思います。また、保育所や幼稚園などを利用せず子育てをしている家庭のなかには、相談窓口等に出向くこともなく、子育て支援サービスの存在や子育てグループの存在を知ることもなく、あるいは知っていても利用できなかつたり、自らの意志で利

用せず、孤立して、追い詰められている場合があります。このような孤立感から、もって行き場のない不満やストレスにより、虐待などの育児困難に至ってしまうケースもあります。

子どもや子育て中の家族が豊かな地域生活を享受するために、また母親たちが地域で孤立しないためにも、地域での子育て支援を充実していく必要があります。このことは、保育所や幼稚園を利用している子どもや親達にとっての支援にもつながります。このような子育て支援は、保健分野との連携のなかで、妊娠や出産期までも視野に入れたものとなる必要もあります。

こうした支援については、「4 - 2」でも述べますが、あわせて「3 - 2」で述べたように、拠点となる保育所も前駆的实践を引き継ぎながら、保育所利用児童だけではなく、地域の子どもと親全体を対象とした諸サービスの拡充を進める必要があると考えます。さらに、幼稚園や子ども会館との連携の中で、これらのサービスが就学期以降まで一貫して提供されるように鎌倉市としても体制を組むように望みます。そのためにも、「5 - 2」で述べることも局が実質的に機能することが必要です。

4 - 3 子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、子ども会館

(1) 子育て支援センター

子育て支援センターは市内2カ所に整備されました。子育て支援センターは、子育て中の親または保護者がいつでも気軽に訪れることができるという条件が必要です。開設の日時が限られていたり、家から遠く離れていて通いにくかったりしては、意味がありません。市内の地域ごとに子育て支援センター機能が早期に実現されるべきです。また、誰でもが、気楽に訪れることができれば、そこには育児の相談も増えるはずで、育児相談等に対応できる体制の充実が求められます。なお、それぞれの子育て支援センターには、乳幼児を連れて育児相談に来所する親や子どもにとって適切な環境が必要であり、そのための整備が必要です。

(2) ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンターについては、活動が開始されたところですので、活動実績の積み重ねとその評価がなされ、それが市民にも公開され、論議ができる道筋が準備されるべきだと考えられます。現時点での課題としては、事前に支援会員としての理解を深めていくための講習会を開催していますが、支援を行なっていくなかで、支援会員自身の悩みや不安を解消できるような話し合いの場が必要との指摘がありました。より良いサービスを提供するために、支援会員のための定期的な研修を行い、支援サービスのための資源や情報を有効に活用するためのレベルアップを図り、支援会員を支えながら裾野を広げていくシステムづくりが重要です。

また、依頼会員については利用料金の負担が発生します。月曜日から金曜日までの午前7時から午後7時までは1時間あたり700円、それ以外の曜日・時間は1時間あたり900円という料金設定ですが、その負担も困難である家庭や、父子家庭等の長時間利用への対応など、生活実態や利用実態を考慮した制度の導入が望まれます。

(3) 子ども会館

子ども会館は、未就学児と保護者にも開放されています。このため、昼休みの開放、飲食ができる場所や屋外での遊び場の確保も必要と思われるます。

また、多様な年齢の子どもがともに利用できる工夫が求められます。

4 - 4 子育てグループの支援

現在、鎌倉市には「2 - 2」であげられたような子育てグループが存在しています。これらのグループについては、自主的に活動を開始し、継続しているグループに加えて、市の保健師や主任児童委員などによるきっかけづくりや働きかけによって育成された育児グループも存在します。これらのグループの活動については、審議会においても委員から情報が寄せられました。このような活動は、子どもや親にとって大切なものだということが改めて確認されました。このような状況を踏まえて、鎌倉市が今後取り組むべき子育てグループ支援について、次のようなことを審議会として提案します。

第一に、子育てグループが活動しやすいような場づくりです。これは新たな活動拠点を増やしたり現在の鎌倉NPOセンターを、子連れでも活動しやすい場に変えていくとか、「子育て支援センター」機能を持った保育所を、これらのグループが活動できるようにする、あるいは、地域のふれあいの場となった「子ども会館」でグループ同士が交流しやすいようにする等の配慮が必要です。

第二は、活動費の助成です。活動費の助成は既に育児情報の発信において十分に機能している子育てグループを生かし、さらに活性化させるためにも必要であり、また、これから立ち上げようとする新しい市民活動団体には大きな支援となるでしょう。

第三に、鎌倉市のさまざまな施設（歴史・文化施設）を必要に応じて利用できるように、このようなグループに開放していくことも必要だとの意見が出されました。これにかかわっては、屋外施設が不十分な子ども会館が活動を地域に展開し、屋外や他の既存施設を利用できるようにするべきだとの意見もだされました。

第四に、緑と自然が豊かに残されている鎌倉市の特徴を活かした活動への支援も必要です。例えば審議会では各地で展開されている「冒険遊び場」活動が紹介されました。鎌倉市でも、子どもが自然とふれあいながら、自由に遊び、学ぶ場を提供できるようにする必要があると

考えます。

子育てグループは、乳幼児期にとどまるのではなく、学齢期にも活動範囲を広げています。この活動への支援は、鎌倉市における子育て支援の重要な柱のひとつであるといえます。

こうした子育て支援は、行政だけが担うべき課題ではありません。自主グループ、NPOなどの民間組織や、社会福祉協議会、民生児童委員・主任児童委員、地域住民の協力が必要です。子どもたちが豊かな環境の中で成長できる活動、親たちが相互に支え合う活動を公私協働のなかで作り上げていくことが大切です。

4 - 5 ひとり親家庭への支援

厚生労働省では、定期的にひとり親家庭の調査を行っています。

この調査では毎回、母子家庭の「困っていること」の内容として、「家計」「仕事」「住居」が挙げられます。一方、父子家庭の「困っていること」の内容は、母子家庭の「家計」「仕事」「住居」を上回って、「家事」が最も多く、その内容に違いが見られます。しかし、これらは、あくまでも相対的に優先度が高いものが選択されているのであり、例えば母子家庭でも「家事」について、父子家庭でも「家計」について困っていないということではありません。

ひとり親家庭に対する施策として国・県・市では、母子家庭に対して「児童扶養手当の支給」「保育所の優先入所」「医療費の助成」「家賃の助成」などの制度を設けています。国は、「父子家庭は就労状況、所得状況から母子家庭と比べ経済的支援は必要なし」としているようですが、市の制度では、制度の適用を母子家庭だけでなく父子家庭にも拡大しています（「家賃助成」や県の補助事業の「ひとり親医療の助成」）。また、国においては、母子家庭に対し、これまでは金銭給付の性格が強い施策を展開してきましたが、今後は就労支援に向けた施策を展開する方向にあります。しかし、具体的な施策がまだ効果をあげ始めていない状況では、経済的支援施策を縮小することはできないでしょう。また、経済的支援以外の施策は、制度化に困難な面があるものの、これについても施策を検討する必要があります。市においては、従来の施策の充実とともに、今後改正が予定されている「母子及び寡婦福祉法」「児童福祉法」の動向をみながら「介護人派遣」「福祉施設を活用した短期入所」などの事業の具体化が望まれます。父子家庭であっても、様々な支援が必要な世帯があります。

今回の審議会では、ひとり親家庭への支援施策が重要なものであるとの認識はなされましたが、具体的な施策等に関する十分な審議はできませんでした。今後、母子家庭・父子家庭の当事者の参加も得ながら、支援施策を検討されていくことを望みます。

4 - 6 子どもの家について

就学年齢の子どもを養育する家庭にも、「保育」のニーズは存在します。就学前に保育所を利用していた家族にとって、親の就労状況に変化はなく、保育所よりも早くプログラムが終わってしまう学校の放課後をどこで過ごすかは重要な問題です。「4 - 2」で述べたように、これを地域社会のケアに委ねることは現状では不可能です。むしろ交通事情等、親にとって心配なことが多く地域の中にはあります。安心して放課後を過ごす場所が子どもにも親にも必要です。保育所を利用していなかった家庭でも、就学を期に就労を選択しようとするときなどは同様のニーズが生じます。放課後児童対策は、保育と並んで鎌倉市における子育て支援における重要な施策といつてよいと思います。子ども会館を利用する子どもたちも含めて、放課後児童対策は、地域社会の中で、子ども同士のふれあう機会をより多く設けるといふ意義も有しています。

現在、放課後児童対策として運営している子どもの家については小学校区に1か所ずつ設置することを基本として整備していますが、子どもの家の設置場所が学校区のはずれにあるため利用頻度がきわめて低い施設もあり、学校区ごとの設置という位置付けだけでなく、児童が利用しやすい場所の選定が必要です。また、鎌倉市は地域の子どもとともに放課後児童対策利用児童も育てていくという考え方から、子どもの家は原則として子ども会館に併設してきています。この考え方は、審議会としても是非推進すべきだとの認識がなされました。そのためには、現在単独設置となっている子どもの家について、併設の可能性を探ることや放課後児童クラブのような学校施設の活用による施策との整合性を図っていく必要があると考えます。また、就労形態の変化などにより開設時間を延長する必要も出てきています。保護者の迎えなど帰宅時の安全確保を前提に、留守家庭児童をはじめとする児童の居場所の確保が必要と考えます。

鎌倉市として、放課後児童対策を必要とする子ども・家庭に対して、これを質量共に十全に供給していくことが必要です。審議の中では子どもの家のあり方、特に「保育」内容や「利用時間」などについて議論が交わされました。しかし、この具体的な項目については十分な審議をつくすことはできませんでした。鎌倉市における放課後児童対策のあり方を検討することは、緊急の課題であるとの認識では審議会委員の意見が一致しました。市として早急に放課後児童対策のあり方、それにとりなう子どもの家の運営方法、職員体制などについて市民の参加を得ながら検討されることを望みます。

5 総合的な施策の必要性

5 - 1 就学前児童と学齢児童への一貫した施策の必要性

現在鎌倉市では、以下のように子どもの年齢や事業の違いによって子育て支援を行う部局が分かれています。

就学前児童	保育所	保健福祉部 子ども家庭福祉課
	幼稚園	教育委員会教育総務部 学務課
	子育てサークル	保健福祉部 市民健康課
学齢児童	学校教育	教育委員会 学校教育担当
	子ども会館 子どもの家 放課後児童クラブ	教育委員会生涯学習部 青少年課

就学前の児童が小学校に入学したとたんに違う子どもになってしまうわけではありません。また、就学前の子どもをもつ家族の状況が、子どもが学齢期になれば急に変わるというものでもありません。

上の表にあるように、学齢期以前の子育てをサポートしてきた市民主導の子育て支援サークルを把握しているのは市民健康課であり、そこで得られた成果や情報が幼稚園や学齢期以降の教育を管轄する教育委員会で十分に活かされていないのではないかと不安が持たれています。

また、保育所は子ども家庭福祉課、子どもの家は教育委員会の青少年課と別の部署の管轄になっており、保育所の運営について利用者と行政が話し合い達成してきた到達点についての理解が、子どもの家の運営に活かされていないというような場面も多くみられます。たとえば、朝7時から夜7時までの保育を前提に、就労を含めた生活形態を続けてきた家族が、子どもが就学したとたんに朝8時30分から夕方5時30分までの放課後児童対策しか受けられないために、就労形態を変えたり子どもに負担を負わせたりと不本意な決断をしなければならなくなっています。平成13年度に227人だった5歳児の保育所在籍者数に比べて平成14年度の新1年生の子どもの家・放課後児童クラブあわせた登録者数が155人とどまるという事実をみても、保育所施策と、子どもの家・放課後児童クラブ施策の連携が欠けており、スムーズな切り替えが困難であることが伺われます。「4 - 6」にみられたように、現在の

放課後児童対策にはさまざまな問題点があります。この中には就学前児童の支援施策と共有する問題点もあり、また、後者での経験が問題の解決に貢献する可能性をもつものもあります。

子育ては子どもの年齢ごとに切り離されて行われるものではありません。審議会委員にあっても、鎌倉市における子どもの担当部局の複雑さに驚きの意見が多く上がりました。就学前児童と学齢児童の両者を対象とした一貫した子育て支援施策を行う必要があります。

5 - 2 こども局のあり方

子どもたちの元気な声が響く鎌倉市にしたいと、子育て支援の充実を公約に掲げた現市長が昨年 11 月に就任され、公約の一つであるこども局設置の準備段階として、この 4 月にこども局推進担当が設置され、どのような形でこども局を実現するかの検討が行われていますが、市民も子育て支援の充実について大きな期待を寄せています。

母子保健や児童福祉、学校教育、青少年育成など子どもと子育てにかかわる仕事を担当している市のセクションは、いくつもの部課にまたがっており、市民にとっては大変わかりにくい状況です。子どもの成長を一貫して捉えて施策を実施していくため、子育ての視点から市の組織を見直し、市民にとってもっと分かりやすい組織にすることが必要で、そのためには教育委員会の仕事と福祉の仕事を整理・統合し、一元化することが望まれます。一元化については、単に行政内部だけではなく鎌倉市で活動する関連機関・団体との協働のあり方に関する検討も必要です。

また、現在、鎌倉市内には公立幼稚園がないため、市には幼稚園関係の窓口がありませんが、3 歳以上児の 75%以上が幼稚園に通園しているのですから、その子どもたちについての相談を市の組織のいずれかのセクションで受けることは当然であり、こども局実現に合わせて明確化することが望まれます。

組織改変にあわせて、市民が庁舎のあちこちを回らずにある程度 1 カ所で子育て関係の用が足せるよう、庁舎内の配置についても見直す必要があります。また、子育て関係の手続きのために市庁舎まで出向かずとも、自宅でインターネットを使って申請用紙を手に入れることができるダウンロードサービスや、各行政センターや地域にある保育所で申請手続きを取り次ぐサービスなど、市民の立場に立ったサービスの充実が期待されます。子育て中の家庭はさまざまな不安や負担を抱え来庁するのですから、落ち着いてゆったりと手続きや相談ができる環境整備などが必要です。

さらに、行政の子育て支援サービスや市内で行われているさまざまな子育て支援活動など、

子育てに関する情報をこども局で集約し、市民が自由に利用できるような情報コーナーとして整備することも必要です。このコーナーを通して、市民同士の出会い、助け合いが広がり、支援活動グループが連携を深め合うとともに、新たな子育て支援情報発信の場となることが期待されます。

一方で、地域ごとに子どもや子育てに関する情報が得られたり、支援が受けられる仕組みが必要との意見がありました。

6 国・県への要望

子どもの育ち、子育てを社会的に支援していくことは、鎌倉市だけでは十分に実現することはできません。公私の協働とともに、国・県との協働も必要です。そこで、本審議会として、国・県に対して以下の要望を行いたいと思います。

国に対して

子育て・子育て支援は少子化社会への社会的対応という観点だけではなく、現在地域で生活する子どもや保護者の豊かな育ちや子育てを実現するという観点が必要です。地域で生活する子どもや、保護者にとって現在の縦割り行政、特に教育と福祉の分断は深刻な問題となっています。省庁間の連携だけではなく、地域で市民が縦割りの影響を受けずにさまざまな施策を利用できるよう工夫してください。

子どもへの社会的投資の必要性は明白です。子育て、子育てを支える税制の実現、予算の充実、いわゆる地方自治体の超過負担の解消を望みます。

県に対して

県における「かながわ子ども未来計画」の実現は、各市町村の具体的な施策展開による部分が大きいと思われます。子育て、子育てに関する市レベルの施策を充実するための資金的援助とともに、県内外の情報収集・提供を通じて、ともに施策を考えるためのシステム作りを望みます。

7 残された課題

審議会では、市長の諮問にそって2年間19回にわたって審議を重ねてきました。熱心な論議は、当初予定された回数をはるかに上回ることになりました。それを可能とせしめた事務局・市役所に感謝をしたいと思います。しかし、与えられた課題すべてについて論議が尽くされたわけではありません。保育所の公設民営化が実施される場合の評価点検は「3-3」で述べたところですが、これに加えて、ここでは3点について残された課題をあげたいと思います。

(1) 放課後児童対策

放課後児童対策については多くの意見が出され、指導員の仕事内容の報告や父母連絡協議会からの意見も寄せられました。このなかで、放課後児童対策が充実されるべきだとの点では意見の一致をみましたが、具体案を検討することはできませんでした。「4-6」でも述

べたように放課後児童対策は、子育てをする家庭、子ども全体にとって非常に重要な施策です。この施策を充実させるための検討も続けられる必要があると思います。関連して、子育て支援施策についても多くの課題が残されました。是非、次期児童福祉審議会において、この課題を検討されるよう望みます。

(2) ひとり親家庭対策

ひとり親対策は、子育て支援施策のなかでも重要な柱です。しかし、今期の審議会では現在の状況が確認されたのみで、具体的な提言に至ることはできませんでした。この対策が充実され、「使い勝手の良い」ものとなるよう検討が続けられる必要があると思います。

(3) 児童虐待対策

児童虐待は、子どもに心身ともに多大な被害を与えます。子どもの生命と安全を守り、成長発達を保障することは、県の児童相談所だけではなく、市レベルで諸機関・施設等の活動が必要です。また、虐待を引き起こした親を一方的に地域から排除するのではなく、虐待が再発しないための支援が地域で提供される必要があります。しかし、この問題の所在については、今回審議会で認識されたものの、対策等については十分に論議することができませんでした。児童虐待の予防、発見、援助、アフターケアについても検討を行なう必要があると思います。

8 おわりに

この答申書をまとめるためには、委員全員の熱心な議論がありました。是非、この答申書が活用され、鎌倉市の子どもの成長と子育ての支援に資するものとなることを期待します。子どもや、子育てをめぐる2年間の議論は、行政にとっても市民にとっても意義深いものであったと思います。こうした論議を2年間で終えてしまうのではなく、是非継続してほしいと考えます。特にこの答申書で示した「残された課題」については、早急に議論を開始すべきでしょう。児童福祉審議会が、継続されていくことを希望します。こうした議論については、今回と同様市民、当事者の参加が重要です。

子どもが育ちやすい、子育てがしやすい地域は、住民全体にとっても暮らしやすい地域です。鎌倉市が、そのような地域社会となることを願って答申書のまとめとします。